SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行　青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

No584
2019・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2−2−5 小谷田ビル5階
☎ 03（5366）1131㈹　FAX 03（5366）1141
青法協HP http://www.seihokyo.jp

言論統制に向かうなかの「表現の不自由展・その後」を考える……田島泰彦
徴用工問題の正しい解決を―日韓両国の関係を憂慮し、被害者の名誉回復を望む……川上詩朗
ハンセン病家族訴訟　国の加害責任を認める地裁判決が確定……増田　尚
福島原発避難者訴訟　控訴審での主張立証について……平松真二郎
「三鷹事件」再審請求を東京高裁が棄却……佃　克彦
法廷における手錠腰縄の廃止に向けて―手錠腰縄問題に対する申入れの実践……山下　潔
KLMオランダ航空無期転換労働審判の報告……髙橋　寛
【議長ひとくちトーク】
どんな手帳を使っていますか～時間の密度が濃くなる手帳の使い方～……北村　栄
ロースクールの実情と法曹養成
弁護士の魅力を後輩たちに伝えていきましょう！……相原健吾
2019年度第2回常任委員会（東京）開催……青法協弁学合同部会
□ 大崎事件第三次再審請求を棄却した最高裁決定に対して抗議するとともに、
再審開始決定について検察官の抗告権を否定する法改正を求める決議
裁判所を市民のものとするために―50年前の「司法の危機」のたたかいから学ぶ……大山勇一

サマルカンドの子ども

E-mail　bengaku@seihokyo.jp

言論統制に向かうなかの「表現の不自由展・その後」を考える

早稲田大学非常勤講師
元上智大学教授　田島　泰彦

□ 表現の自由とメディア・二〇一九年夏

今年の夏、表現の自由とメディアにも深く関わる事件や事案が次々に生じた。また、この夏以前から引き続く問題もあった。前者の点では、七月一八日に京都アニメーションのスタジオが放火され、死者三五人も含む凄惨な事件が起こった。翌八月三日には、「あいちトリエンナーレ二〇一九」の「表現の不自由展・その後」（以後、不自由展）の展示を翌日までで中止する発表がなされた。八月二二日、日韓間のGSOMIA（秘密軍事情報包括保護協定）について韓国政府は同協定の破棄を決定し、翌二三日に日本政府に通告した。この夏前から継続する事案としては、来年を控えた東京オリンピックをめぐる問題があるし、前天皇の退位と新天皇の即位など天皇の代替わりや改元に関わる論点もある。なお夏にとどまらず秋（九月末）にも、かんぽ生命保険の不正を報道したNHK番組をめぐり、NHK経営委員会が昨年、日本郵政グループの申し入れを受け、同局の上田会長を厳重注意した事実が明らかになった。

二〇〇八年から二〇一九年春までこの一〇年あまり、この国の表現の自由とメディアの動向を記録し、考察する本を六月に刊行した（『表現の自由とメディアの現在史』日本評論社）。私はそこで、「統制される言論とジャーナリズムから遠ざかるメディア」（副題）に傾斜していくなかで、表現の自由とジャーナリズムが危機的な事態を迎えている現実を示した。この小論では、その現在史の延長として、二〇一九年夏に生じた一連のトピックのなかから不自由展を取り上げ、問題の一端を垣間見てみたい。

□ 展示中止と政治介入

愛知県で八月一日から開催された国際芸術祭「あいちトリエンナーレ二〇一九」中の企画展・不自由展に際し、展示では慰安婦を象徴する「平和の少女像」や昭和天皇も含む肖像群が燃える映像なども出展作品に含まれていた。トリエンナーレ実行委員会会長の大村秀章・愛知県知事は、八月三日、緊急記者会見を開き、「テロ予告、脅迫ととれる電話、メールなどが相次ぎ安全に運営されることが危惧される」などとして、不自由展は同日限りで中止する旨発表した。

こうしたなか、同月二日、河村たかし名古屋市長は不自由展を視察した後、「どうしても日本人の心を踏みにじるものだ。税金を使っているから、あたかも日本国全体がこれを認めたようにみえる」と述べ、大村秀章愛知県知事に即時中止を公文書で要請した。また、菅義偉官房長官もこの日、「補助金交付にあたっては、事実関係を確認、

精査して適切に対応したい」と発言した。二人の言動は、表現の自由に関わる重大な政治介入であり、見過ごせない。

河村市長は、トリエンナーレ実行委員会会長代行も務める立場にありながら、不自由展について会長である大村知事に即時中止を要請した。日本人の心を踏みにじるものだとか、税金を使っているので日本全体がこれを認めるようにみえるなどのレトリックで中止を正当化しようとしているが、在日朝鮮・韓国人も含む心を踏みにじられているとは感じない少なくない人たちがいるし、日本全体がこれを認めているわけでも毛頭ないことが彼の視野には入っていない。何よりもその言動は行政が表現の中身に立ち入り、特定の表現を排除・禁止することを原則禁止する表現の自由に背馳し、広い意味で検閲にあたる可能性すらある。

さらに、菅官房長官の発言だ。補助金交付にかこつけて、展示の是非に踏み込み、政府にとって好ましくない展示に補助しないようなニュアンスが窺われ、それ自体絶大な忖度と萎縮をもたらす危険がある。表現の自由を大事にする立場からすれば、政府の文化助成に際しても、お金にものを言わせて表現内容に介入するのは避け、専門家等を通して調整を図るのが欧米などでのルールでもある。

付け加えると、こうした中止に傾く政治介入により、不自由展の「問題視化」が進むことによって、電話やメール等によるテロ、脅迫などの抗議が加速し、これが中止の直接的な理由になったことである。これに与った河村市長や菅官房長官には重大な政治責任が問われるべきである。

□ 再開への動きと補助金不交付

その後、不自由展をめぐり大きな進展があった。一つは、愛知県が設置した検証委員会が九月二五日、「条件が整い次第、速やかに再開すべきだ」などと求める中間報告を公表し、これを受けて、実行委会長の大村知事は「条件を整えたうえで再開を目指したい」旨の意向を明らかにした。中間報告では、再開の条件として、①電話等による脅迫・攻撃へのリスク回避、②展示方法や解説プログラムの改善・追加、③写真撮影やSNSによる拡散防止などを示した。再開については河村市長が反対を表明する一方で、再開条件をめぐっても②の展示方法や解説については検閲や検問などとする批判もあり、問題を残している。

こうした再開に向けた動きがあった日の翌二六日、文化庁が「県は円滑な運営を脅かす重大な事実を認識していたのに、申告しなかった」として、不自由展も含む芸術祭自体への補助金約七八〇〇万円を全額交付しないと発表した。これに対し、実行委会長の大村知事は、文部科学省を相手取り、不交付決定の取り消しを求めて提訴する方針を示した。不交付につき文化庁は手続き上の理由とし、萩生田光一文科相も文化庁は展示内容に関与していないとするが、今回の事態は八月の菅官房長官の発言を具体化したアクションに他ならず、公権力による表現への介入、コントロールの色合いが濃厚であるのは確かだ。

この論考校正時点（一〇月八日）で、不自由展について、一〇月七日、実行委会長の大村知事が記者会見を開き、再開を正式に表明した。期間は同八日から芸術祭最終の同一四日までの七日間。再開が確保される見込みとなり、表現の自由と民主主義は辛うじて踏みとどまった感もある。が、特定秘密保護法に象徴される言論や表現の統制に向かう日本には、冒頭での今年夏の一連の事態も含め改憲構想をも射程に、重大で困難な課題が山積しているのも確かだ。民主的法律家に求められる役割は大きい。

『表現の自由とメディアの現在史』

著者：田島　泰彦
発行：日本評論社
定価：二二〇〇円＋税
四六判　二八八頁

徴用工問題の正しい解決を

―日韓両国の関係を憂慮し、被害者の名誉回復を望む―

東京　川上　詩朗

■徴用工問題とは何か

今日の日韓関係の悪化の根底には徴用工問題がある。

一九三一年柳条湖事件（満州事変）を契機とするアジア・太平洋戦争の拡大により、多くの青年が戦場に駆り出され、日本国内の炭鉱や軍需工場での労働力不足が生じた。それを補うために、日本政府は、一九三九年から労務動員計画（後に国民動員計画に改称）を毎年企画し、植民地である朝鮮半島から若者をその意に反して（強制）日本本土へ連行し、労働を強いた。この強制動員された労働者を総じて「徴用工」という。

■徴用工問題の本質は人権問題

徴用工被害者は、日本に行けば技術が身につくと騙されるなどして連行された。宿舎は舎監により常時監視され自由に外出できない状況であった。食事も貧弱、給料も支払われずに過酷な労働を強いられた。その実態に対して、日本の裁判所も「強制連行」又は「強制労働」に該当し違法であるとして、賠償責任の発生を認めた（二〇〇一年三月二七日大阪地裁判決、二〇〇七年五月三一日名古屋高裁判決など。ただし、新旧会社の同一性否定論等で原告の訴えは退けられた）。徴用工問題の本質はこのような人権侵害性にある。

■問題とされている請求権―慰謝料請求権

韓国大法院の確定判決三件（日本製鉄一件、三菱重工二件）の裁判における請求権はいずれも未払賃金ではなく、「慰謝料請求権」である（「日本政府の韓半島に対する不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」）。

■植民地支配の問題は解決されたのか

徴用工問題は、日本の植民地支配の不法・不当に関わる問題であり、被害者個人の賠償請求権を巡る問題である。これらの問題は、日韓会談（一九五一年～一九六五年）を経て合意された日韓基本条約や日韓請求権協定（協定）において解決されたのだろうか。

日韓会談の目的は、ポツダム宣言受諾（一九四五年）により朝鮮半島が分離独立したことに伴う、朝鮮半島にある日本財産及び日本本土にある朝鮮財産の引渡し等の「財政的、民事的債権債務関係」の解決にあった。しかしそれに加えて、韓国政府は、一九一〇年日韓併合以降の不法な植民地支配下の賠償問題の解決も求めた。それに対し、日本政府は、植民地支配は合法・正当であり、賠償問題は論外であるとの立場であった。

結局、日韓両国間では植民地支配の不法性の合意には至らず（日韓基本条約二条「もはや無効」参照）、植民地支配の不法・不当の問題は未解決とされたのである。

■個人賠償請求権の問題は解決されたのか

協定二条一項は、日韓の「両締結国及びその国民」の「財産、権利及び利益」や「請求権」に関する問題が「完全かつ最終的に解決された」と定めている。

日韓両国は、協定二条一項には「（対日八項目の）範囲に属する全ての請求が含まれている」ことを確認している（「合意議事録（Ⅰ）」）。そして、対日八項目第五項には、「被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済請求」があげられていることなどから、本件慰謝料請求権も協定二条一項の対象範囲に含まれていると解していた。

それでは、協定二条一項により個人賠償請求権は「完全かつ最終的に解決」したとして「いかなる主張もなしえない」のか（「合意議事録（Ⅰ）」）。

この点、解決されたのは国家の外交的保護権であり、個人賠償請求権は消滅していないというのが、当時の日本政府の見解であった。国家としての主張はできないが、個人としての権利主張は可能であることは、当時の日本政府も了解していたのである。

■日本政府の見解への反論

このように、植民地支配の不法・不当の問題や、被害者個人の賠償請求権問題などが未解決であることは日本政府も了解していたのに、あたかも全ての問題が解決したかのように「解決済み論」を繰り返しているのは、市民をミスリーディングするものである。

また、日本政府自ら個人賠償請求権の権利主張が可能であることを認めていたのであるから、それを認めた大法院判決に対して「国際法に照らしてあり得ない判決」との批判は当たらない。

さらに、個人賠償請求権を消滅させる約束は成立していないのであるから、それを認めた大法院判決に対して「約束を破った」という批判も当たらない。

■司法府としての本来の役割を果たした韓国大法院判決

徴用工被害者は、直接の加害責任を負うべき日本政府及び日本企業から救済されず、韓国政府からも放置されてきた。そこで、被害者個人が自らの権利救済のために裁判所に訴え、それが認められたのが今回の判決である。これは、法の支配・三権分立の下、「人権保障の最後の砦」としての司法府の役割を果たしたといえる。

■徴用工問題の解決構想

徴用工問題が人権問題である以上、国家間でいかなる合意をしようとも、被害者の要求を踏まえたものでなければ真の解決とはならない。加害者である日本が事実を認め謝罪をすることが解決の出発点であり、それなくして韓国のみに責任を押しつけるだけでは真の解決はあり得ない。

他方、韓国政府も、被害者の救済を怠ってきた道義的・政治的責任がある。韓国企業にも徴用工被害者の犠牲の下で、利益を得てきたことへの責任を問う見解もある。解決のために、日韓両国の政府及び企業がそれぞれの責任と役割を果たすことが求められている。

ドイツの「記憶・責任・未来」基金や、中国人強制連行事件に関する花岡、西松、三菱マテリアルの基金解決などに照らせば、解決は可能である。

日本政府の「解決済み論」等に惑わされることなく、真の解決に向けた取り組みが求められている。

（参考文献）

山本晴太・川上詩朗・殷勇基・張界満・金昌浩・青木有加著「徴用工裁判と日韓請求権協定―韓国大法院判決を読み解く―」（現代人文社・二〇一九年）

ハンセン病家族訴訟
国の加害責任を認める地裁判決が確定

大阪　増田　尚

ハンセン病患者と親子、夫婦、きょうだい等の家族関係にあった五六一名の原告が、国の隔離政策によって、差別や偏見にさらされ、家族関係を破壊されるなどの被害を受けたとして、慰謝料等の損害賠償等を求めたハンセン病家族訴訟において、熊本地裁（遠藤浩太郎裁判長）は、二〇一九年六月二八日、国の加害責任を認める画期的な勝訴判決を言い渡した。

◇裁判の争点と主張立証

国は、隔離政策は、ハンセン病患者に対して向けられたものであって、家族が何らかの被害を受けたとしても隔離政策によるものではないとして、責任ないし因果関係を否定した。

しかし、政府は、官民挙げて患者を療養所に収容するよう駆り立てた戦前、戦後の無らい県運動において、都道府県に対し、同居する家族に対しても消毒等の指導を行わせ、患者及び容疑者名簿の作成を指示して、在宅患者や退所者の家族も含めて一斉健診の対象とさせ、らい予防法制定後にも、患者台帳を整備させ、家族の動静を把握するよう指示したりした。また、患者の子を「未感染児童」として療養所内の保育所に収容した。このように、隔離政策が家族も対象にしていたことは明らかであった。

また、原告らは、国の責任について、法務大臣や、文部（文科）大臣も、家族に対する偏見差別を受ける社会構造を形成し、これを解消しなかった責任があると主張し、社会学者の意見書を提出した。

次に、原告ら家族に共通する損害について、偏見差別を受ける地位に置かれたことと、家族関係を形成することが阻害されたことを整理して主張した。原告ら家族は、一家の大黒柱をなくして経済的に困窮したり、近所や学校からいじめや村八分にされたり、就職や結婚に際し差別を受けたり、配偶者や生まれてきた子どもにも患者の存在をひた隠しにして生きることを強いられたりするなど、被害のあらわれは様々である。しかし、集団訴訟の性格上、いわゆる包括一律請求として、上記のとおり、原告らに共通する被害として整理した。被害立証のため、五六一名の原告の陳述書を提出し、二九名の原告本人尋問を行い、家族らに聞き取りをした黒坂愛衣・東北学院大准教授の証人尋問も行った。こうした重層的な立証により、裁判所に被害の実情を知らせることができた。

◇地裁判決の判断

六月二八日の熊本地裁判決は、これらの争点に対し、次のように判断した。

まず、隔離政策が家族に対しても向けられていたものであったかについては、隔離政策によって、①家族が偏見差別を受ける社会構造を形成

し、差別被害を発生させ、②隔離等によって、家族関係の形成を阻害する被害を発生させたことを認め、①の差別被害は、個人の尊厳に関わる人生被害であり、②の家族関係形成阻害の被害は、人格形成に必要な愛情を受ける機会を喪失させるという回復困難な不利益であり、憲法一三条の人格権や憲法二一条の夫婦婚姻生活の自由を侵害するものと判断した。

その上で、遅くとも、一九六〇年には、隔離政策を廃止した上で、家族への差別被害を除去すべき義務があり、一九九六年にらい予防法を廃止した後には、より高度な偏見差別除去義務が課せられたにもかかわらず、その義務を果たしてこなかったと判断した。この差別偏見除去義務違反については、厚生（厚労）大臣のみならず、法務大臣、文部（文科）大臣の責任も認めた。もっとも、二〇〇一年末までには、国賠法上違法と評価されない程度には偏見差別除去に努めたとして、二〇〇二年以降については責任を認めなかった。また、国会の立法不作為の違法性も認めた。

次に、原告ら家族に共通する被害について、偏見差別を受ける地位に置かれたことの被害は、偏見差別を受ける被害者の認識を前提とした上で、差別偏見除去義務違反が違法とされていた二〇〇一年末までに、周囲に患者の家族であることが知られず、かつ、本人も家族が患者であることを認識していなかった場合には、偏見差別を受ける地位に置かれたことによる権利侵害はないとした。また、包括一律請求であることを踏まえ、二〇〇一年判決の際に認識をするに至った者がもっとも認識が遅いものとして、これを基礎にして、三〇万円と算定した。

家族関係形成を阻害された被害については、隔離によって生じた被害であるととらえ、患者が入所していない者、患者が入所していても時々自宅に戻ってくるなどしていた者には家族関係の形成阻害の被害を認めなかった。また、本土では一九六〇年以降、沖縄では一九七二年以降に、患者が入所していない者については、国の責任を否定した。その上で、慰謝料額は、親子・配偶者が入所者にいれば一〇〇万円、きょうだいのみは二〇万円であると算定した。

◇控訴断念と一律平等な補償の実現を求める運動

原告団、弁護団は、地裁判決につき、二〇名の原告の請求を棄却し、慰謝料を低くかつ格差を付けて算定した点や、沖縄の原告らについては本土と異なった取扱いをした点に限界はありつつも、二〇〇一年判決を更に深めて、隔離政策による家族に対する加害責任を認めた点や、差別偏見除去義務違反について、厚生（厚労）大臣のみならず、法務、文部（文科）両大臣の責任を認めた点が、家族への一律の賠償・補償、差別偏見の除去に向けた政策転換を進める上で重要な意義を持つものと評価し、控訴をさせない運動に取り組むことを確認した。議員懇談会や、市民集会、厚労省や官邸前での訴えや、政党要請、官邸等へのファクス送付など、市民とともに、控訴断念の運動を繰り広げた。多くの原告も、勇気を振り絞って、集会や街宣車の上でマイクをにぎり、自らの被害を語り、支援を呼びかけた。

こうした原告らの思いが届き、政府も、控訴断念を表明するに至った。七月一二日の首相談話では、隔離政策によって家族が厳しい偏見、差別の被害を受けたことを認め謝罪した。また、原告らと面談した安倍首相は、政府を代表して、謝罪した。これらの談話等を通じて、政府は、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことを約束した。これらの政府の約束を実行させ、一律平等の補償制度の創設と、ハンセン病回復者や家族に対する偏見、差別を解消させるため、原告団、弁護団は、引き続き、厚労・法務・文科三省との協議を進めている。

福島原発避難者訴訟　控訴審での主張立証について

東京　平松真二郎

一

福島原発被害弁護団（通称「浜通り弁護団」）では、二〇一二年一二月三日、避難指示区域内の一七世帯三九名による一次提訴を皮切りに、福島地裁いわき支部に、一陣から三陣訴訟まで合計二六三世帯七五四人の原告が東京電力を被告として提訴してきた。

避難者訴訟では、①避難慰謝料（避難中に日々発生する生活阻害に対する慰謝料）と②故郷喪失・剥奪損害（避難前に避難元で得ていた有形無形の価値や利益が失われたことに対する賠償）の大きく二つを請求している。

避難者一陣訴訟につき、二〇一八年三月二二日、福島地裁いわき支部（島村典男裁判長）は、「故郷喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料について、全く別の慰謝料であるとして別々に評価し、それぞれについて慰謝料額を認定した上で、それを積算することは不可能であるか、少なくとも極めて困難であり、性質上、適当であるともいえない」として、両者を区別せず、包括的な慰謝料算定により帰還困難区域の原告一人当たり一六〇〇万円、居住制限・避難指示解除準備区域の原告一人当たり一〇〇〇万円、旧緊急時避難準備区域の原告一人当たり二五〇万円を損害と認め、そこから既払額を控除し、被告東電に対し、帰還困難区域、居住制限区域・避難指示解除準備区域につき原告一人当たり一五〇万円、旧緊急時避難準備区域につき原告一人当たり七〇万円の賠償を命じた。

この認容額自体、原告ら避難者の苦難を反映した金額的評価となっていると言い難いものであり、原告団として控訴してなお闘う意向であることは「青年法律家」No.五六七号に深井剛志弁護士が投稿したとおりである。そこで、本稿では、控訴審における主張立証についてご紹介したい。

二

控訴審での最大の課題は、やはり、原告らが請求している「避難慰謝料」と「故郷喪失損害」とが質の違う損害であることを裁判所に認めさせることである。そのために控訴審における主張立証の命題として、①避難指示が解除された後も、地域が回復していない事実、②帰還できない事情、③帰還した人の実情（元の生活を取り戻せていないこと）、④帰還できていない人の生活の実情、⑤帰還困難区域の実情の五つに据え、原告本人尋問、検証、人証による立証を続けてきた。

具体的には、原告本人尋問においては、原告からそれぞれの置かれた状況（②、③、④）だけでなく、①、⑤を含め、事故前の避難元の地域が

どのような地域であり、事故後、さらに避難指示解除後どうなってしまっているのかを語っていただいた。検証は、現地進行協議として実施されたが、①、⑤を中心に、さらに避難指示解除地域を視察することを通じて③も立証の課題に据えられた。そして、専門家証人を通じて、「避難慰謝料」と「故郷喪失損害」は質の違う損害であること、ひとたび失われた「故郷」は、復興政策・帰還政策によって回復、再生されるものではないこと（前記①、③）を明らかにし、原判決を克服することを目指してきた。

三

「ふるさと」という語感から、室生犀星が「遠きにありて思ふもの」と詠った「ふるさと」が想起されがちであるが、当弁護団が位置づける「故郷」は、全く別物である。

当弁護団のいう「故郷」は、原告ら避難者が、避難元において、家族・親族、友人・知人との交流を通じて豊かな人間関係を形成し、地域の豊かな自然の恵みを享受し、地域に根差した伝統文化を継承していくところであり、かかる地域社会から多くの無形の利益を享受する場所のことである。

控訴審では、関礼子立教大学教授に環境社会学の立場から、弁護団の位置付ける「故郷」が、都市化によって都市に流入した者が抱く「家郷（故郷）喪失」とはまったく別概念であることを論じていただき、「故郷」が、㋐人と人のつながり、㋑人と自然のつながり、㋒承継性、が三位一体となった時空間であること、さらに、避難によって故郷喪失が確定的に生じており、避難慰謝料とは別個に評価されるべき損害であることを明らかにしていただいた。

また、寺西俊一一橋大学名誉教授には、環境経済学の立場から、事故前に享受していた利益が失われたことを「損失」としてとらえ、事故によって生じた負担を「出費」として把握することが、本件事故による多様な影響と被害を包括的に把握するために有用であり、原告らが請求している「避難慰謝料」は「出費」に相当し、「故郷喪失（剥奪）損害」が「損失」に相当するものであり、両者が質の違う「損害」として区別されるべきことを明らかにしていただいた。

現地進行協議では、広野町、楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町の各地を視察し、本件事故による避難者にとって、帰還したとしても、事故前のような近隣住民同士の近所づきあいが失われ、本件事故前に地域住民が享受していた地域生活利益が、復活、再生されていないことを明らかにした。

そして、原告本人尋問を通じて、国や福島県が進める復興政策が「人間の復興」に資するものではないことが語られ、Jヴィレッジの再開に象徴される復興政策が、地域社会の共同性、承継性を回復させるものではないことが明らかにされた。国や県が進める復興、帰還政策の下で、「故郷を返せ」という原告の切実な要望は実現されていないまま取り残されているのである。

四

二〇一九年四月から九月まで、五回の証拠調べ期日と現地進行協議期日を経て、一月二二日控訴審弁論が終結する予定となっている。なお、判決は二〇二〇年三月となる見込みである。

この原稿は九月一八日に記している。避難を余儀なくされた原告らが「故郷」を失ったこと、その「故郷喪失剥奪損害」は、避難により生じた生活阻害とは異なる損害であることを明らかにするという弁護団に課された最大の課題を克服するために、現在、控訴審での立証を踏まえて、原告らの権利がいまなお侵害され続けている実態を裁判所につきつけるべく控訴審最終準備書面の準備を進めている。

■　■

「三鷹事件」再審請求を東京高裁が棄却

東京　佃　克彦

一　「三鷹事件」とは

「三鷹事件」とは、一九四九（昭和二四）年に東京都三鷹市の国鉄三鷹電車区に停められていた電車が無人で暴走し、三鷹駅にいた国鉄の利用者六名が死亡、二〇名が負傷した事件である。

この事件では、竹内景助氏ほか九名が電車転覆致死事件の共犯として起訴されたが、一審の東京地裁は、一九五〇（昭和二五）年、この列車暴走が竹内氏の単独犯行によるものであるとして竹内氏に無期懲役を言い渡し、他の九名を無罪とした。竹内氏はその後の一九五一（昭和二六）年に東京高裁で死刑とされ、この死刑判決は一九五五（昭和三〇）年に最高裁で確定した。

しかし竹内氏はこの列車暴走事件の犯人ではない。冤罪である。「三鷹事件」は我々法律家にとっては、刑法各論の勉強の際に、往来危険汽車等転覆・破壊罪（刑法一二七条）によって人を死に致した場合に汽車等転覆・破壊致死罪（同一二六条三項）の規定が適用されるかという論点としてなじみがあるが、実はこの件は、そのような法律上の問題以前に、無実の人に死刑を言い渡したというとんでもない冤罪事件なのである。

二　再審請求

死刑確定後、竹内氏は、一九五六（昭和三一）年に自ら再審請求をしたが、係属中の一九六六（昭和四一）年に同氏は脳腫瘍で亡くなり、最初の再審請求は本人死亡をもって終了してしまった。

この事件はその後長期に亘り動きがなかったが、二〇一一（平成二三）年一一月、竹内氏の長男が請求人となり、第二次再審請求をした。

三　「三鷹事件」の冤罪性

1　竹内氏はこの事件で、列車暴走につき自らの単独犯行である旨の自白をしているが、捜査段階及び公判の間に供述を七回も変転させており、しかもその自白の内容たるや、現場で拾った針金と紙ひもを用いて一人で電車を起動させ無人電車を暴走させたという荒唐無稽なものである。

訴追側によって強引に取られた自白には必ずほころびがあるものである。再審では、竹内氏の自白を前提とすると事故時の客観的状況と相容れない事由をいくつも指摘した。

まず挙げられるのは、二両目のパンタグラフの

問題である。竹内氏の自白によると、竹内氏は先頭車両の運転室で、二両目のパンタグラフのみを上げて電車を暴走させたことになっている。しかし事故時の写真によると、暴走した列車は、一両目のみならず二両目のパンタグラフも上がっていた。二両目のパンタグラフを上げるには二両目に移動して操作しなければならないのであり、二両目に移動したなどと全く述べていない竹内氏の自白は、現場の状況と正面から矛盾することになる。

次に、最後尾車両の前照灯の問題を挙げることができる。本件事故時、最後尾の前照灯は点灯していたことが証拠上明らかであり、この最後尾の前照灯を点灯するには最後尾車両に入ってスイッチを入れる必要がある。ところが竹内氏の自白によれば竹内氏は先頭車両にしか立ち入っておらず、これでは最後尾の前照灯のスイッチを入れることができない。つまり、竹内氏の自白をもってしては最後尾の前照灯が点灯していたことを説明できないのである。

更に、最後尾車両の手ブレーキが解放されていたことも、先頭車両にしか立ち入っていないという竹内氏の自白によっては説明できない。

他にも指摘できる点はあり、このように竹内氏の自白は、事故時の客観的状況と幾重にも矛盾しているのである。

2　さて竹内氏のこの自白の補強証拠は何かというと、竹内氏と同じ国鉄に勤めていたS氏の目撃供述であり、これが唯一の補強証拠である。しかしS氏の供述は、事件に近い時間帯に事件現場の近くで竹内氏を見たというものであって、そもそも事件と竹内氏を結びつけるものとして遠い上、目撃条件も、夜間に横顔を短時間見たに過ぎない劣悪な代物である。

四　再審請求での主張立証

以上述べた事故時の客観的状況と自白との矛盾の問題については、電車システムの専門家である曽根悟東京大学名誉教授や、国鉄の運転士であった富田泰章氏に鑑定書等を作成してもらって証拠提出した。

また目撃証言の問題については、認知心理学の専門家である厳島行雄日本大学教授に、S氏の目撃状況の再現実験をお願いした。その実験により、S氏の目撃環境では目撃条件が悪く的確な識別ができないという結果が得られたため、その旨が記された同教授の鑑定書を証拠提出した。

五　高裁の決定

約八年の審理を経て二〇一九（令和元）年七月三一日、東京高裁第四刑事部から決定が出された。結果は、極めて遺憾ながら請求棄却であった。

しかしその内容は、弁護側の提出した曽根鑑定・富田意見・厳島鑑定の信用性を悉く否定し、検察官の主張に沿って弁護側の主張を排斥したものであった。いわく、二両目のパンタグラフが上がったのは事故時の衝突の衝撃によるものであって暴走時には一両目のものしか上がっていなかった、最後尾の前照灯のスイッチは暴走前からもともと入っていた、最後尾車両の手ブレーキも暴走前からもともと解かれていた、厳島鑑定の目撃実験はS氏の目撃状況と異なる、というのである。

中には、検察官の主張に対して弁護人が反論済みの事項につき、弁護人の反論があたかも存在しないかのように検察官の主張どおりの判断をしている箇所もあり、第四刑事部は、甚だ粗い論理で強引に請求を棄却したといわざるを得ない。

六　異議審へ

竹内氏の長男と弁護団はこの棄却決定に対して直ちに異議申立てをした。

事件から既に七〇年が経過しており、竹内氏本人、そして長男を初めとした親族の名誉回復は急務である。引き続き皆さんのご支援をお願いしたい。

法廷における手錠腰縄の廃止に向けて

―手錠腰縄問題に対する申入れの実践―

大阪　山下　潔

1

法廷での手錠腰縄について画期的な大阪地裁判決（大阪地裁二〇一九年五月二七日判決確定）が確定したので報告する。

判決要旨は、公開法廷において人身拘束を受けている被告人は、傍聴人に手錠腰縄姿を見られたくないことは、人格的利益として法的保護に値するのである。憲法一三条の人間の尊厳としての人格権を認めたものと考えられる。なお、この大阪地裁判決の前に、「人間の誇り、人間らしく生きる権利」（大阪地裁判例時報平成七年一月三〇日号判例時報一五三五号一一三頁）がある。この判決は、憲法一三条に国際自由権規約七条が補完して、人格権として最高裁で確定した。

今回の大阪地裁判決はさらに憲法一三条独自に内容を深化したものである。

2

大阪地裁判決は手錠腰縄の解錠方法について三つの具体的方法を指摘している。

①法廷の被告人出入口の扉のすぐ外で手錠等の着脱を行うこととし、手錠等を施さない状態で被告人を入退廷させる方法、②法廷内において被告人出入口の扉附近に衝立等による遮へい措置を行い、その中で手錠等の着脱を行う方法、③法廷内で手錠等をほどいた後に傍聴人を入廷させ、傍聴人を退廷させた後に手錠等を施すこと。

3

同判決は最高裁判所総務局から各裁判所所長宛通達を出していることをふまえて、裁判長は、「被告人の要望に配慮し、身柄拘束についての責任を負う拘置所と意見交換し、施錠及び解錠をどうするか、その結果を踏まえて弁護人と協議を行うなどして、具体的な手錠等解錠及び施錠のタイミングや場所について判断し、刑務官等に対して指示することが相当」であるとした。

結論としては、裁判官の法廷警察権の行使には広範な裁量が認められることを前提として、裁判官らの措置は国賠法上の違法と評価することはできないとして棄却された。しかし、この大阪地裁の判決は、手錠・腰縄を施された被告人の姿を見られないようにしてほしいという弁護人の申入れに対し、何らの協議等をすることもなく対応しない裁判官の措置を相当でないと判断した点でも、極めて画期的な判決である。

4

近時、近弁連大会決議がされ、大阪弁護士会にPTが発足している。又、大阪地裁、京都地裁、大津地裁、静岡地裁浜松支部などにおいて、②③などの方法がとられ、徐々に運用の変化がみられている。とにかく、監獄法施行後一一三年ぶりの判決であり、刑事弁護人は被告人の人間の尊厳確保のために、法廷における解錠の申入れを実践することが肝要である。

5

法廷における手錠腰縄の歴史的経緯は次のとおりである。

(1) 法廷における人身拘束の禁止規定

① 治罪法（明治一三年）二六五条「被告人ハ公廷ニ於テ身体ノ拘束ヲ受クルコトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ」

② 刑事訴訟法（明治二三年・大正一一年）三三二条「被告人ハ公判廷ニ於テ身体ノ拘束ヲ受クルコトナシ但之ニ看守者ヲ附スルコトヲ得」

③ 現行刑事訴訟法二八七条「公判廷においては被告人の身体を拘束してはならない。但し被告人が暴力を用い、又は逃亡を企てた場合はこの限りでない。」被告人の身体を拘束しない場合にもこれに看守者を附することができる。

(2) 被告人を法廷に護送する規定

① 監獄則一六条（明治二二年）「刑事被告人ヲ裁判所ニ押送スルトキハ男ト女トヲ分チ時宜ニ依リ戒具ヲ用イルコトヲ得」

② 監獄法一九条（明治四一年）「在監者監外ニアルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得」

③ 監獄法規則（明治四一年）五〇条「手錠及捕縄ハ暴行、逃走、若シクハ自殺ノ虞レアル在監者又ハ護送中ノ在監者ニシテ必要アリト認メルモノニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得」

④ 現行刑事収容施設法（平成一八年）七八条「刑務官は被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には法務省令で定めるところにより捕縄又は手錠を使用することができる。①逃走すること、②自身を傷つけ又は他人に危害を加えること、③刑事施設の設備などを破壊すること。

(3) 法廷における手錠腰縄は、大日本帝国憲法下においても現行法下においても、公判廷において、両手錠腰縄の人身拘束の禁止が規定されてきたのである。

大日本帝国憲法下において、治罪法にしても、明治、大正刑事訴訟法においても、法廷における人身拘束の禁止は、文献では、被告人に対して「苦痛を与えてはならず、自由に弁論ができないから」と述べられている。しかし、監獄法一九条にもとづく監獄規則五〇条において、「被告人を護送する場合、手錠腰縄姿で連行し、且つ法廷にも及ぶ」と運用されてきたといえる。しかしながら、現行憲法は、大日本帝国憲法における「国民の権利」と異なり、一九四八年、国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義の下に新しい憲法により、価値の大転換がはかられた。そして被疑者に手錠腰縄について二つの判例が現れている。

その一つが、検察官の被疑者に対する手錠腰縄の取調べの最高裁判決（昭和三八年九月）である。自白の任意性を欠く問題とされるが、やはり人間の尊厳を尊重することが土台となっており、被疑者の手錠をかけたままの取り調べは廃止をみた。

その二は、被疑者が病院廊下に手錠腰縄姿にて拘置所職員に連行された判例である。これが「人間の誇り、人間らしく生きる権利」の憲法一三条の人格権の侵害として確定をみた。

(4) このような歴史的推移をみるとき、被告人が拘置所から法廷に連行された場合、現行憲法下において、刑事訴訟法においては、当事者主義構造の上に起訴状一本主義、予断排除の原則、無罪推定の原則がある。何故被疑者段階において、手錠腰縄の「常況」にあるのに起訴状にて被告人になっても、法廷にも依然として手錠腰縄姿なのか。そこには、憲法一三条の人間の尊厳の尊重、適正手続、憲法八二条、憲法三七条の各規定が被告人に対して手錠腰縄の人身拘束を許されないものとしている。その上に、国内法である国際自由権規約七条（品位を辱める取扱いの禁止）同一〇条と同一四条二項（無罪の推定を受ける権利）が法廷に照射しているのである。

6

戦後七〇年を経過しているが、被告人の法廷における手錠腰縄の人身拘束は、憲法、刑訴法、国際法という学術的な問題が横たわり、この問題に焦点が当てられず「暗い谷間」であったといえる。しかし大阪地裁判決は、憲法一三条について正面から検討されていることから考え

れば明治四一年の監獄法制定施行以来一一三年ぶりに陽の目を見たといえよう。

7

この大阪地裁判決においては欠点があることを指摘しておかねばならない。それは、裁判員裁判において、裁判員の前では法廷に被告人の手錠腰縄姿を見せないが、職業裁判官は被告人の手錠腰縄姿を見ているのである。大阪地裁判決も、憲法一三条にもとづき、被告人の公判廷における手錠腰縄姿は傍聴人には見せないが、職業裁判官だから、手錠腰縄姿を見てもよいのである。職業裁判官といえども、法廷において衝立などにより、見せない運用をすることが肝要である。

他方憲法八二条により、市民に傍聴を公開している法廷と、市民が路上で「市中引廻し」をしていることと手錠腰縄姿は同じである。裁判官は、運用の次元でなく、憲法三七条の、被告人は公平な裁判を受ける権利などから法律的にも同様に手錠腰縄の人身拘束をしないことが法律上要請されている。

KLMオランダ航空無期転換労働審判の報告

東京　髙橋　寛

一　はじめに

KLMオランダ航空（以下「KLM」という）は、エールフランス―KLM傘下の航空会社であり、一九一九年に設立されたオランダを代表する航空会社である。この度、私が所属するKLMオランダ航空事件弁護団が、二〇一九年八月一九日、KLMの有期契約客室乗務員であった申立人三名全員の（無期転換を前提とする）地位確認を認める労働審判を得たため、報告したい。KLMオランダ航空事件弁護団は、現時点で二〇一八年一二月二六日に提訴した「一陣」、二〇一九年三月一四日に提訴した「二陣」も並行して訴訟を行っている。今回労働審判を得たのは、「三陣」にあたる。一、二陣と三陣では論点が異なるため、ここでは三陣に重点を置いて報告する。

なお、本労働審判は現在、相手方の異議申し立てにより本訴に移行している。

二　概要

申立人らは、KLMにおいて有期契約社員として約二か月＋三年＋二年の合計約五年二カ月間勤務してきた客室乗務員三名である（後述するように、この最初の二カ月間が重要である）。

申立人らは、KLMの採用選考を経て、いずれも二〇一四年三月二四日にKLMに入社した。この時、申立人らは、KLMとの間で約二カ月間の「訓練契約」を締結し、オランダのアムステルダムにおいて約二カ月間、訓練に従事した。その後、間を置かずに二〇一四年五月二七日から三年間の有期雇用契約を締結し、更に二〇一七年五月二七日から契約期間を二年間として契約を更新した。

申立人らは、二〇一九年一月、訓練期間を含めた労働契約の通算期間が五年を超えていることから、KLMに対し、労働契約法一八条に基づく無期転換権行使を通知した。

しかし、KLMは、訓練契約は労働契約には当たらないとして、無期転換を認めず、申立人らを二〇一九年五月二六日付で「雇止め」とした（労働契約法一八条一項によれば、契約期間が通算五年を超える有期労働契約の労働者が無期転換を申し込んだ場合には、有期労働契約終了の翌日を始期とする期間の定めのない労働契約の申し込みを使用者が承諾したとみなされるため、厳密には、KLMの行為は解雇ではないかと思われる）。

三　KLMでの訓練の実態

訓練期間を労働契約期間に含めれば、通算の労働契約期間は五年を超え、訓練期間が含まれなければ通算の労働契約期間はちょうど五年に収まるため、本労働審判の争点は、訓練契約が労働契約に当たるかという点である。

弁護団は、訓練の実態やKLMにおける取扱いからすれば、訓練契約は当然に労働契約に該当すると主張した。

まず、採用選考段階から見ても、KLMの採用選考は当然、客室乗務員としての採用選考が行われ、二〇一三年二月に交付された内定通知にも「我々はあなたが日本ベースのアジア人キャビンアテンダントとして明確に選ばれたことをお知らせすることを喜ばしく思います」と記載されていた。訓練契約においては、訓練を首尾よく終了した場合には、KLMが雇用契約の申出をするとされていたが、訓練の合格率は非常に高く、申立人らが訓練を行った際に、訓練生八人のうちで訓練に不合格となった人はいなかったし、他の年度においても不合格となった人はほとんどいなかった。

訓練自体についてみても、申立人らは、KLMの決めたスケジュールやカリキュラムに従い、KLMの指揮命令の下で訓練に従事していた。訓練期間中、申立人らは、日本とオランダを往復する航空機でいわゆるフライトのOJTを行う機会が三回あり、その際には、航空機内での物販や食事の配膳、日本人乗客への応対などを行っており、通常の客室乗務と同じように乗務していた。

また、訓練契約においては、訓練手当と日当一日あたり七五ユーロ（当時約一万五〇〇円相当）が支払われており、訓練に対する対価が支払われていた。

さらに、KLMは、二〇一七年一一月の時点で、会社内部やオランダ本国の労働組合に対して宛てた文書で、「無期限契約を求める権利があると主張するにあたり、CAが研修期間は契約期間全体の一部であると引き合いに出すとも考えられます。研修期間を含めた場合、最長五年の期間を超過します。」「これは許容範囲を超えるリスクと考えています。」「このリスクを回避するため、次期の新日本人CA（つまり二〇一八年二月五日付採用）から、研修期間を契約期間内に含めることを提案します。これは具体的に最初の三年契約が研修の第一日目から始まることを意味しています。」と述べていた。しかも、この文書のとおり、現在では、KLMの客室乗務員は、合計五年の労働契約期間の範囲内で訓練を受けている。つまり、KLM自身が訓練契約は労働契約に当たるということを認識した上で「許容範囲を超えるリスク」と述べ、現在では客室乗務員の無期転換を阻止する形の契約形態をとっているのである。

四　審判と今後について

以上のような事実を主張して、弁護団は裁判所に対して申立人らの地位確認を求めた。これに対

し、KLM側は「訓練生は司法修習生と同様の立場にあるから、修習生が労働者にあたらないのと同様、訓練生も労働者にはあたらない」といった主張を行ったが、裁判官（審判官）や審判員は大きくは取り上げなかった。

裁判官は、心証を直接明かしはしなかったものの、KLM側が無期雇用はできないと述べたため、第二回期日において、審判が出されることとなった。

審判の内容は、申立人らの労働契約上の地位を認め、バックペイの支払いを命じるというもので、申立人らの申立てをすべて認める内容であった。

第二回の労働審判期日において申立人完全勝利の審判が出されるのは珍しいことではないかと思う。

勝利審判を得たものの、残念ながら、KLM側から異議が出されたことで本件は訴訟に移行している。弁護団、原告団としては、無期転換を求め、再度本紙上において勝利報告ができるよう、気を引き締めて闘っていく所存である。

議長ひとくちトーク

どんな手帳を使っていますか

～時間の密度が濃くなる手帳の使い方～

一〇月も後半となり、来年の手帳をみなさん準備をされる頃だと思います。みなさんはどんな手帳を使っておられるでしょうか。いわゆる弁護士手帳ですと、見開きが一週間単位となっています。私も、最初の数年は支給された弁護士手帳を使っていましたが、その後はA5版の見開きが一カ月（マンスリータイプ）のものを使い続けています。

一カ月のものは、一日の記載スペースが小さいというデメリットはありますが、それを上回る大きなメリットがあります。すなわち、まさに一カ月の予定がパッと一目でわかることです。私は、会議の時でも常に手帳を広げているタイプですので、よりそうなのですが、自分のひと月の予定がとても把握しやすいのです。曜日は縦に見ればよいので、裁判や調停は曜日ごとで、見やすく入れやすいですし、曜日で決まる定例の会議や講義も入れやすいです。また、「時間を生かす」で例を出した「思い切って先に予定を入れる」もやりやすくなります。さらに、我々は土日も何かが入る弁護士ですので、一カ月内の土日の混雑具合もわかり、この土日は、休養、家族と過ごすために入れないでおこうということも、とても判断しやすいです。また、我々は一年が早く過ぎますので、一枚をめくれば次の月、さらに次の月と、パッパッと次々月ごとの予定が目に入ります。これらがすぐわかると、来月は立て込んでいるので、少し月末に休みを取ろうとか、来月はゆったりめに、とか判断も出来ます。

ひと言で言えば、自分の中に「リズム」が出来るのです。言葉にするのは難しいですが、メリハリ・緩急が付き、手帳を何度も見ることで身体に染みこむのです。例えば、第三週の土日が身体を休める日とか森林浴に行く日との記載された手帳を見る度にそれを味わっている気になりますし、それを楽しみに、それまでがんばろうという気になります。

最後に、常に手帳を開いておくことをお薦めします。私は弁護団会議等すべての会議で手帳を広げています。集中はしますが時折手帳を見て、この期日までにこれを準備しておかねばとか、この打ち合わせの問題点はあれだったなとか、考えを巡らしたり確認をします。これは大きな時間の節約になったり、未来の時間の密度を濃くすることにもなります。

（青法協弁学合同部会議長　北村　栄）

弁護士の魅力を後輩たちに伝えていきましょう！

兵庫県　相原　健吾

1　はじめに

私は、関西の私立大学を三年で早期卒業し、同大学のロースクール既習コースを修了し、一回目で司法試験に合格しました。今、話題の3＋2の五年間で司法試験に合格するというモデルケースの先駆けになります。

私は、早期卒業をしたため大学四回生分の学費も浮いており、また、ロースクールへは学費全額免除で入学し、さらには、七一期司法修習生から修習給付金制度が創設されたことから、経済的負担が少ない中で弁護士となりました。周りの方に比べると時間もお金もかかっておらず、非常に効率的に合格までの道を歩んだことになります。

2　ロースクールでの生活

ロースクール一年目は非常に苦労しました。通常より一年早く入学したこともあり、勉強についていくだけで必死でした。相談できる同い年がおらず、周りが先輩だらけということもあり、孤独な勉強生活を送っていました。とはいえ、本来の同級生は四回生ということもあって、一緒になってついつい遊んでいたので、辛くはありませんでした。しかしながら、その怠慢のせいで、単位を落とし、成績が落ち、留年しかけるハプニングも……。二年目からは、やっと勉強が追いつき、成績も上昇し、充実した勉強生活を過ごしていました。

さて、皆さんが良くも悪くもコメントをしている人間関係についてですが、私は、別段、気にしていませんでした。ロースクールは、外部との交流が少ない環境で、勉強だけが評価の中心となる生活なので、成績によってヒエラルキーが確立されていることは否めません。しかし、私の通っていたロースクールでは、仲が悪いということまではなかったように思います。修習生になれば一緒に二回試験に通ろうという仲間意識が高い一方で、ロースクール生は受験でのライバルという意識があるのかもしれません。

私は、狭い世界に閉じ込められるのが嫌いでしたので、積極的にロースクールの外に出るようにしていました。夏休みには、大手法律事務所のサマークラークに参加し、弁護士としての生の仕事を隣で見ました。また、司法修習生の給費制復活を目指す団体であるビギナーズ・ネットにも所属し、東京での院内集会に参加したり、議員要請に行ったりしていました。思えば、このような活動が今の自分の働き方にも通じるものがありますので、学生たちにロースクールの外で活動できる環境を提供してあげることも必要なのではないでしょうか。

ロースクールの実情と法曹養成

3　ロースクールのメリット・デメリット

ロースクールの大きなデメリットとしては、時間とお金がかかることだと思います。しかしながら、私の場合は、早期卒業をした関係で、このデメリットはあまり感じられませんでした。賛否両論はありますが、今、話題の3＋2の制度についても、時間とお金という負担の解消には意味はあるのかもしれません。

したがって、私にとって、ロースクールは、むしろメリットしかありませんでした。図書館があって、自習室があって、一人ずつ個人の机とロッカーが与えられ、勉強に集中できる最高の環境がありました。また、いつでも先生方に質問をしにいける雰囲気にあり、学生数が少ないこともあって、手厚い指導を受けることができました。

そして、何より、実務家教員の先生方と出逢えたことが一番のメリットです。実務家教員の先生方とは、もちろん、今でも交流がありますし、私が労働者側の弁護士として労働事件を扱いたいと思った一つのきっかけもロースクールでの労働法の授業があったからです。

ロースクール生の頃には、ほとんどありがたみを感じませんでしたが、現役の弁護士から最先端の議論を学べるという環境は素晴らしいものだと思います。受験勉強をもう一度したいとまでは言いませんが、再び、ロースクールに通って、いくつかの授業を受けてみたいと思うくらいです。

4　後輩の育成のために

ここ最近、社会問題や人権問題に興味を持っているロースクール生、若い世代が減っているように感じます。誰かのために何かしたいという熱い想いを持った人でも、ロースクールにいる間に、なぜか「企業法務」をやりたい、ビジネスマンとして働きたいといって、お金を稼ぐことだけに囚われてしまう人がいます。別にそのような考え方を否定するつもりはありませんが、せっかくの熱い想いがもったいないようにも感じます。かくいう私も大手法律事務所に入所してバリバリ働きたいと思っていたことがあったのですが……。弁護士を志した初心を思い出してもらうためにも、我々、弁護士が若い世代と交流すること、弁護士の仕事の魅力を伝えていくことは大きな意味があると思います。

数字でもわかるとおりですが、法曹志望者は減少しています。私が、ロースクールに入学した頃には、弁護士の就職難、修習生の貸与制といった経済的負担の多い暗い状況でしたが、現在は、就職難が緩和され、修習給付金制度の創設により、経済的負担は解消されてきています。あとは、もう一押し、我々、弁護士が仕事の魅力を後輩たちに伝えていくべきではないでしょうか。

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】
11月15日（金）10時半～　青法協本部

【広報委員会】
11月26日（火）18時～　青法協本部

青法協弁学合同部会二〇一九年度第二回常任委員会◎決議

大崎事件第三次再審請求を棄却した最高裁決定に対して抗議するとともに、再審開始決定について検察官の抗告権を否定する法改正を求める決議

1　事実経過等

最高裁判所第一小法廷は、二〇一九年六月二五日、大崎事件第三次再審請求事件（請求人原口アヤ子氏等）の特別抗告審において、鹿児島地方裁判所の再審開始決定及び福岡高等裁判所宮崎支部の即時抗告棄却決定（再審開始決定の判断維持）を取り消し、再審請求を棄却する決定（以下「本件決定」という。）をした。

同法廷は、検察官の特別抗告には理由がないとしながら、職権により、本件決定を下したものである。このような決定は、これまでに前例がなく、異例のことであった。

大崎事件は、一九七九年一〇月、原口氏が、元夫、義弟と三人で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた計四名で遺棄したとされる事件である。原口氏は一貫して無実を主張していたが、確定審においては、「共犯者」とされた元夫、義弟、義弟の息子の三名の自白、法医学鑑定、親族の供述等を主な証拠として、原口氏に対し、懲役一〇年の有罪判決が下され、原口氏は服役を強いられた。

第三次再審請求において、鹿児島地方裁判所は、二〇一七年六月二八日、新証拠である法医学鑑定人、供述心理学鑑定人の証人尋問を行い、「殺人の共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できない」として、再審開始決定をした。

これに対し、検察官が即時抗告を申し立てたが、抗告審である福岡高等裁判所宮崎支部は検察官の即時抗告を棄却して、再審開始を認めた。

しかるに最高裁第一小法廷は、原原審及び原審が再審開始を認めたにもかかわらず、検察官の特別抗告に理由がないとしつつも、書面審理のみにより職権で再審請求を棄却した。

2　最高裁の判断について

刑訴法では、特別抗告に理由がない場合に、最高裁判所が職権で自判することができるか否かについて明確な規定はないが、最高裁判例では、特別抗告にも刑訴法四二条の準用があり、自判できると解している。

しかし、自判できるとしても、再審請求が有罪の言い渡しを受けた者の利益のために行われる手続き（刑訴法四三五条）であり、再審請求でも適用される「疑わしきは被告人の利益に」の原則に基づき、有罪の言い渡しを受けた者の不利益になる方向での職権自判をすることは許されないと解されるべきである。

しかも、原原審は、二度の証人尋問を経て丁寧かつ適切な事実認定を行って再審開始決定をなし、原審もこれを維持したのであるが、最高裁は書面審理のみで証拠の信用性を判断し、再審請求を棄却した。これは、白鳥事件、財田川事件の各最高裁決定により確立した「疑わしきは被告人の利益に」との原則を実質的に無力化するものであり、許されないものである。

検察官の特別抗告には理由がないとしたのであるから、同法廷は、少なくとも再審開始決定を確定させた上で、事実認定の審理については再審公判の裁判所に委ねるべきであった。

3　早期救済の必要性とそのための法改正について

大崎事件は、事件発生からすでに四〇年近くが経過しようとしており、原口氏は九二歳というご高齢であるから、速やかに再審が開始され、早期に無罪が確定されなければならない。

本件を含む再審請求事件では、再審開始決定に対する検察官による上訴権は、再審開始を遅らせ、もしくは否定し、えん罪を晴らし、被害者の救済を果たすことを否定する役割を果たしてきた。

仮に検察官の上訴権を否定したとしても、再審公判で検察官は主張立証を尽くすことができるのであるから、審理に誤りが生じるおそれはない。

したがって、速やかに、刑事訴訟法を改定し、再審開始決定に対する検察官による上訴権を否定するべきである。

4　当部会は、最高裁決定に対して強く抗議するとともに、再審開始決定についての検察官による上訴権を否定する法改正を求める。また、同時に、原口氏の無罪判決の獲得に向けた法廷内外の活動に連帯し、活動するものである。

二〇一九年九月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回常任委員会

◆　◆

第五〇回司法制度研究集会

裁判所を市民のものとするために

―五〇年前の「司法の危機」のたたかいから学ぶ

青法協弁学合同部会副議長　大山　勇一

11/23
東京・全国
町村会館

冒頭でも触れた長沼ナイキ事件での訴訟内外でのたたかいがどのように裁判官を動かしたのか、またその後の裁判官統制が判決にどのように影響を与えていったのかをお聞きします。

また、一九六九年に当会の事務局長であった鷲野忠雄弁護士には、司法反動に対して、「司法の独立をめざす国民連絡会議」（司独）を創立するなどして裁判官の自由と独立を守ろうと奮闘した経緯についてお聞きします。

さらに、一九七九年から二〇一一年まで激動の司法の中に身を置いてきた元裁判官の井戸謙一弁護士は、常々「裁判官の認識は市民の認識が基盤。市民運動が盛り上がらなければ裁判官の認識も変わらない」とお話しされますが、内側から見た裁判所の実態を明らかにしていただきます。

加えて、島田広弁護士からは、岡口基一裁判官への分限裁判から考える裁判官の市民的自由の問題について、白取祐司教授からは、大崎冤罪事件をはじめとする一連の最高裁判決から読み取れる最高裁の問題点について、最後に晴山一穂教授からは、安倍内閣の下で続く異常な最高裁判事の任命手続きについてお話しいただきます。

このように五〇年前から現在に至るまでの司法の在り方を鳥瞰的に見ていくことで、私たち青法協会員が、司法の危機を乗り超えるために何をなすべきかが浮き彫りになることでしょう。午後一時から午後六時まで休憩をはさみながらじっくりと学習・討論を行います。会場発言の機会もたっぷりとります。ぜひご参加ください。

詳細は同封のリーフレットをご参照ください。

今ほど「司法の危機」が叫ばれる時代はないと思われるかもしれませんが、しかし、五〇年前にも確かに「司法の危機」はありました。一九六九年といえば、ベトナム戦争が激化し、七〇年安保を目前に控えた時期ですが、この年、北海道長沼町でミサイル基地建設のため国有保安林を解除したことに対し、地域住民が処分の取消しを求める訴訟を提起し（長沼ナイキ事件）、民事裁判において初めて本格的に自衛隊の違憲性を正面に据えたたかいが始まりました。

こうした中、第一審を担当した福島重雄裁判長に対して札幌地裁の所長平賀健太が圧力をかけるという事件（平賀書簡事件）が九月に起きました。そして、裁判官が青年法律家協会（当会）に所属していることが問題視されはじめ、いわゆる右翼系雑誌「全貌」に当会所属の裁判官のリストが掲載され、当会からの脱会干渉が始まりました。一九六九年は憲法に忠実たらんとする裁判官が排除されていった歴史が始まる年でもあります。

長沼事件から五〇年、このころからの司法反動を私たち法律家は跳ね返すことができたのか、憲法を擁護する裁判官を増やし国民に信頼される司法を作り出すにはどのような努力が必要か、という観点から、このたび「今、あらためて、司法と裁判官の独立を考える―司法の危機の時代から五〇年―」というシンポジウム（司法制度研究集会）を開催します。

この集会は、もともと日本民主法律家協会が行ってきたのですが、今年第五〇回という節目にあたって、当部会も共催団体に加わることになりました。

基調報告として、新井章弁護士から、

〈第五〇回司法制度研究集会〉

今、あらためて、司法と裁判官の独立を考える

―司法の危機の時代から五〇年―

日時　二〇一九年一一月二三日（土）午後一時～六時

場所　全国町村会館（東京・永田町）

冬の全国ミーティング〈第三回常任委員会（滋賀）〉のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で冬の全国ミーティング（第三回常任委員会）を行います。ぜひご参加下さい。

記

■**日　時**　二〇一九年一二月六日（金）一三時～一二月七日（土）一二時半終了予定

■**会　場**　滋賀県大津市内

■**特別講演**　六日（金）「次代を担う皆さんにお伝えしたいこと」　講師：井戸謙一弁護士

■**特別報告**　六日（金）「過労死事件を通じて学んだこと、弁護士を続ける上で得た大切な糧」　報告：上出恭子会員

■**地元企画**　六日（金）一七時～一八時「日野町事件再審請求」　報告：玉木昌美会員

■**オプショナルツアー**　七日（土）外輪船「ミシガン」で行く！　琵琶湖周遊クルーズ

※詳細は別途送付予定の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

＊第３回（冬）
2019年12月 6日（金）～ 7日（土）
滋　賀

＊第４回（春）
2020年 3月 6日（金）～ 7日（土）
宮　崎

【第51回定時総会】
2020年 6月27日（土）～28日（日）
宮城県

「青年法律家」八月二五日号（No.五八二）の誤記に関するお詫びと訂正

「青年法律家」八月二五日号に掲載の「手錠・腰縄国賠大阪地裁　令和元年五月二九日判決について」に誤記がありました。正しくは次のとおりです。

ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。

◎訂正箇所：表紙および六ページ　タイトル
◎訂正内容：【誤】令和元年五月二九日判決
↓
【正】令和元年五月二七日判決

編集後記

▼ロシアに行ってきた。ロシア人は怒っているように大声で話すが、実は全く怒っていないようだった。▼エルミタージュ美術館の帰り道、歩道の手すりに美しい白い鳩がとまっているのを見つけた。写真を撮ろうとゆっくりと近づくが、飛び立つ気配がない。なんと、数十センチの距離でも大丈夫。恐る恐る手を伸ばして背をなでてもじっとしている。すごいすごいと一緒に写真を撮ったところでニヤニヤしながら若い男女が寄ってきた。超高額なモデル料をよこせという。やられた。このやり口は初めてだった。言葉が分からないふりをして少額のチップを渡して全速力で逃げた。▼さすがはロシア。モンゴル帝国、ナポレオン、ヒトラーの侵略に堪え、体制が変わってもたくましく生きるお国柄だ。油断できない。気づけば観光地では王妃や騎士、熊の着ぐるみなど、一緒に写真を撮りたくなるような「人物」がウロウロしている。無料の顔出し看板が林立する日本の観光地はなんて平和的なのだ、と思った。（町田正裕）

青法協三六期部会より、過分なるカンパをいただきました。ここにご報告し、お礼にかえさせていただきます。